

ドクターリセラ株式会社（以下、弊社という）と、取り扱い店（以下、貴社という）は以下のとおり取扱店規約（以下「本規約」という。）に同意したものとする。

第1条（目的）

貴社は弊社の取扱店として、本規約に定める甲の商品の販売、取扱いを行うものとし、本規約は弊社と貴社の間において次条に定める本件商品の売買すべてに適用される。

第2条（本規約取り扱い可能業種）

本規約で取り扱い可能な業種は以下のとおりである。ただし、店舗内にフェイシャルトリートメントを行える施設を有していることが条件である。

エステティックサロン、美容室、理容室、リラクゼーション系サロン、ネイルサロン、スパ・岩盤浴、フィットネスクラブ、ヨガスタジオ、美容クリニック、鍼灸院、整体院、接骨院、その他甲が事前に許可した商業施設・販売会社

第3条（取り扱い資格）

本規約において、第2条及び下記事項を満たした場合のみ、取り扱い資格を有する。

- 1 ドクターリセラ社取り扱いサロン様に勤務経験がない。
または該当者をスタッフとして雇用、もしくは雇用予定はない。
- 2 上記に該当しない場合は、元勤務先に了承を得ている。
また、了承がない場合は弊社に申し出るものとする。

第4条（定義）

本規約において、使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「アクアヴィーナス」：海洋深層水αGri-X（アルファグリックス）をベースにした化粧品
- 2 「新規事前申込書」：契約時に貴社が記入し弊社に提出する、
貴社の会社・店舗情報を記載する用紙
- 3 「変更申込書」：契約時に提出した新規事前申込書の会社・店舗情報から、変更があった場合に貴社が記入し弊社に提出する用紙

第5条（商品）

本契約に定める商品（以下、「本件商品」という。）は、ビューティガレージが運営するマーケットプレイス内に記載されている製品のみとする。

第6条（販売エリア）

貴社の販売エリアは、別紙、「新規事前申込書の販売エリア」、又は、「変更申込書の販売エリア」に記載する内容に順ずるものとし、弊社の許可を受けるものとする。また、貴社の移転による販売エリア変更、及び支店契約をする場合も、販売について弊社に許可を得るものとする。

第7条（販売方法・提供方法注意点）

- 1 本件商品は、顧客へのサロンケア及びカウンセリングが必要なため、対面販売とする。
- 2 貴社は、弊社が所有する固有名詞での広告活動（リスティング広告等）は行わない。
- 3 貴社は、双方の繁栄のためブランド価値の低下につながりかねない価格での販売は行わない。
- 4 貴社は、本件商品を顧客である消費者に対してのみ販売および提供し、事業者等への転売は行わない。

第8条（禁止行為）

貴社は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- ① 各種法律に抵触あるいは違反するような、宣伝、広告、顧客に対する勧誘行為。
- ② 弊社の商品をネットオークションへ出品する行為
- ③ 業務用商品がラインナップに入った場合これを施術以外で転売する行為。
- ④ 貴社が弊社に対し、信義則に反する行為

第9条（反社会的勢力の排除）

弊社は、貴社が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に該当することが判明した場合には、何ら催告を要せず契約を解除することができる。

第10条（損害賠償）

貴社が本規約に違反して弊社に損害を与えた場合、弊社は何ら催告することなく本契約を解除できるものとし、かつ弊社はその行為によって蒙った損害の全て（弁護士費用その他の実費を含む）を貴社に請求できるものとする。

第11条（有効期間）

- 1 契約の有効期間は、別紙、「新規事前申込の契約日」から1年間とする。
- 2 期間満了の3か月前までに、弊社または貴社により本契約を更新しない旨の文書による通知がない限り、契約は1年間更新され、以後も同様とする。

第12条（商品の供給停止）

弊社が定める第1条～第12条に違反する恐れがあると判断された場合、弊社が当該違反をしていないと証明するまでの間、商品の供給を停止する可能性があるものとする。

第13条（審査の実施）

弊社は、所定の審査の結果、申請の棄却・商品の供給停止、契約解除を貴社に対して行えるものとする。

第14条（守秘義務）

- 1 弊社及び貴社は、本契約によって知りえた互いの業務上の秘密を第三者に開示してはならない。本規定は本契約期間中のみならず、契約終了後も同様とする。
- 2 前項の守秘義務は、前項の情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - ① 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - ② 第三者から適法に取得した事実
 - ③ 開示の時点で保有していた事実
 - ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実